

名古屋市公報	令和元年 7月18日	第11号
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所
	編集兼 発行人	電話〔052〕972-2246 名古屋市総務局法制課長

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（財政・税制課）	（第1号） 6
○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例（健福・総務課）	（第2号） 12
○ 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（子青・総務課）	（第3号） 14
○ 名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例（市経・消費流通課）	（第4号） 22
○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（住都・建築指導課）	（第5号） 24
規 則	
○ 名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則（市経・消費流通課）	（第13号） 25
告 示	
○ 市議会の議決を経た予算の要領（財政・財政課）	（第151号） 27
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について（環境・地域環境対策課）	（第152号） 36
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除及び形質変更時届出管理区域の指定について（環境・地域環境対策課）	（第153号） 37
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について（環境・地域環境対策課）	（第154号） 38
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更（健福・保護課）	（第155号） 39
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止（健福・保護課）	（第156号） 44
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止（健福・保護課）	（第157号） 45

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第158号)	47
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第159号)	48
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第160号)	49
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第161号)	50

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第3号)	52
○ 教育委員会臨時会の開催について	(第4号)	53
○ 教育委員会臨時会の開催について	(第5号)	54

交 通 局 告 示

○ 1 DAYお子サマーパス2019の発売について	(第4号)	55
○ SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売について	(第5号)	57

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（第 1号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。

(1) 個人の市民税

子どもの貧困に対応するための非課税措置が講じられたことに伴い、規定の整備を行います。（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）第20条の 2及び第20条の 3並びに名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号。以下「減免条例」といいます。）第 2条関係）

(2) 軽自動車税

ア 消費税率の引上げに伴う対応として、自家用乗用車につき環境性能割の税率が軽減されたこと及び環境性能に応じて種別割の税率を軽減する特例の規定が延長されたこと等に伴い、規定の整理を行います。

（市税条例附則第16条の 2の 2、第16条の 4及び第17条関係）

イ 環境性能割の導入を契機に、環境性能に応じて種別割の税率を軽減する特例の対象が見直されたことに伴い、規定の整理を行います。（市税条例附則第17条関係）

(3) その他

規定の整備を行います。（市税条例附則第 9条から第12条、第14条から第14条の 2の 2、第14条の 4、第17条、第19条、第24条、名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第20号）第 2条及び名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第50号）第 4条関係）

2 施行期日

(1) 公布の日から施行します。（市税条例附則第 9条から第12条、第14条から第14条の 2の 2、第14条の 4、第17条、第19条、第24条、名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第20号）第 2

条及び名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第50号）第 4条関係）

(2) 令和元年10月 1日から施行します。（市税条例附則第16条の 2の 2、第16条の 4及び第17条関係）

(3) 令和 2年 1月 1日から施行します。（市税条例第20条の 2及び第20条の 3関係）

(4) 令和 3年 1月 1日から施行します。（減免条例第 2条関係）

(5) 令和 3年 4月 1日から施行します。（市税条例附則第17条関係）

○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例（第 2号）

1 改正内容

(1) 介護保険料額の軽減に関する規定を整備します。（第 7条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 7条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例（第 3号）

1 改正内容

(1) 利用者負担額について、必要な事項を規定します。

(2) 子育てのための施設等利用給付に関し、保護者や事業者が虚偽の報告等をした場合の過料を規定します。

(3) その他規定の整理を行います。

2 施行期日

令和元年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第 4号）

1 改正内容

消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226

号)の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率の引上げ分を中央卸売市場使用料へ転嫁等を行います。(第47条、第52条、第55条、第56条、第59条及び第68条、別表第 3関係)

2 施行期日等

(1) 平成31年10月 1日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市中央卸売市場業務条例第68条第 1項及び別表第 3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (第 5号)

1 改正内容

建築基準法(昭和25年法律第 201号)の一部改正に伴い、許可制度に係る事務の手数料の額を改定します。(第17条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則 (第13号)

1 改正内容

消費税法(昭和63年法律第 108号)及び地方税法(昭和25年法律第 226号)の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率の引上げ分を中央卸売市場使用料へ転嫁等を行います。(第45条、第56条、別表第 1関係)

2 施行期日

令和元年10月 1日から施行します。

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 1 号

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第20条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第20条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「有するもの」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける市内に住所を有する者で扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有するもの若しくは単身児童扶養者であるもの」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「支払者から」を「支払者（以下この条において「公的年金等支払者」

という。) から」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に、「当該公的年金等の支払者」を「当該公的年金等支払者」に改め、同条第2項中「公的年金等の支払者」を「公的年金等支払者」に改める。

附則第9条の前の見出し、同条、附則第9条の2及び附則第10条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第12条、附則第14条の前の見出し、同条、附則第14条の2、附則第14条の2の2（見出しを含む。）及び附則第14条の4中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第16条の2の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第16条の4第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第54条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第16条の4に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第55条の3第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第17条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第19条第2項及び第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第24条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第17条中「指定」の次に「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の4項を加える。

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3

月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
第2号ウ(ア)a	6,900円	1,800円
第2号ウ(ア)b	10,800円	2,700円
第2号ウ(イ)a	3,800円	1,000円
第2号ウ(イ)b	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、3輪以上のものに対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ(ア)a	6,900円	3,500円
第2号ウ(ア)b	10,800円	5,400円
第2号ウ(イ)a	3,800円	1,900円
第2号ウ(イ)b	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度

分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ	3,900 円	3,000 円
第 2 号ウ(ア) a	6,900 円	5,200 円
第 2 号ウ(ア) b	10,800 円	8,100 円
第 2 号ウ(イ) a	3,800 円	2,900 円
第 2 号ウ(イ) b	5,000 円	3,800 円

- 5 法附則第30条第 2 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第 3 条 名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「寡夫」の次に「、単身児童扶養者」を加える。

(名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第 20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中名古屋市市税条例第62条第 1 項の改正規定を次のように改める。

第62条第 1 項中「の所有者」を「に係る種別割の納税義務者」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 法第 445 条第 1 項若しくは名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）第 8 条の 2 の規定により軽自動車税を課されない原動機付自転車等の所有者又は同条例第 9 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定により種別割を課されない原動機付自転車等の所有者は、市の区域内に

当該原動機付自転車等の主たる定置場を有することとなった場合においては、その事由が発生した日から15日以内に、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

第2条のうち名古屋市市税条例附則第17条第1項の改正規定中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第5条 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち名古屋市市税減免条例附則に1条を加える改正規定中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成31年中」を「令和元年（平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間をいう。）中」に、「平成31年12月31日」を「令和元年12月31日」に、「平成32年中」を「令和2年中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（名古屋市市税条例附則第16条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第16条の4に1項を加える改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。）、第4条及び第5条の規定 公布の日

(2) 第1条中名古屋市市税条例第20条の2及び第20条の3の改正規定並びに次項の規定 令和2年1月1日

(3) 第3条の規定及び附則第3項の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条中名古屋市市税条例附則第17条に4項を加える改正規定（同条第5項に係る部分に限る。） 令和3年4月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下この項において「新条例」という。）第20条の3第1項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。

以下この項において「新所得税法」という。) 第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等 (新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する新条例第 20 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

- 3 第 3 条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 2号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 1項中「平成32年度」を「令和 2年度」に改め、同条第 2項中「又は第 2号」を「から第 4号まで」に改め、同項第 1号及び第 2号中「 3,835円」を「 9,587円」に改め、同項に次の 2号を加える。

(3) 前項第 3号に該当するに至った者 9,587円

(4) 前項第 4号に該当するに至った者 1,917円

第 7条第 3項中「及び第 2号」を「から第 4号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の名古屋市介護保険条例（以下「新条例」という。）第 7条第 2項及び第 3項の規定は、平成31年 4月 1日から適用する。

- 2 新条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 3号

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第 1条 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2条を次のように改める。

(利用者負担額)

第 2条 法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項各号及び法第30条第 2項第 2号から第 4号までに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号並びに法第30条第 2項第 3号及び第 4号の場合にあっては、教育・保育給付 1号認定子ども（法第19条第 1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。）又は教育・保育給付 2号認定子ども（同項第 2

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)(次項に規定する教育・保育給付特定 2号認定子どもを除く。附則第 2項において同じ。))に係る額に限る。)は、0円とする。

2 法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号、法第29条第 3項第 2号並びに法第30条第 2項第 1号、第 3号及び第 4号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号並びに法第30条第 2項第 3号及び第 4号の場合にあっては、教育・保育給付特定 2号認定子ども(教育・保育給付 2号認定子どものうち、満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にあるものをいう。以下同じ。))又は教育・保育給付 3号認定子ども(法第19条第 1項第 3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。))に係る額に限る。)は、別表の各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額とする。

第 3条中「第13条第 1項」の次に「(法第30条の 3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」を加える。

第 4条中「第14条第 1項」の次に「(法第30条の 3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」を加える。

附則第 1項中「(以下「施行日」という。))」を削る。

附則第 2項中「定める額」の次に「(教育・保育給付 2号認定子どもに係る額に限る。))」を加え、「別表第 2の各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額」を「0円」に改める。

附則第 3項及び附則第 4項を次のように改める。

3 法附則第 6条第 4項に規定する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額(教育・保育給付特定 2号認定子ども又は教育・保育給付 3号認定子どもに係る額に限る。)は、別表の各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額とする。

4 法附則第 9条第 1項第 1号イ、第 2号イ(1) 及びロ(1) 並びに第 3号イ

(1) 及びロ(1) に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額は、 0円とする。

附則別表を削る。

別表第 2を削り、別表第 1を次のように改める。

別表

各月初日の教育・保育給付認定 保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準月額	
		保育標準時間の認定を受けた教育・保育給付特定 2号認定子ども又は教育・保育給付 3号認定子ども	保育短時間の認定を受けた教育・保育給付特定 2号認定子ども又は教育・保育給付 3号認定子ども
A	生活保護法（昭和25年法律第 144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から 8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の世帯	0円	0円
C ₁	A階層を除き、当該年度分（4月から 8月までにあつては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯	5,700円	5,700円
C ₂	A階層を除き、当該年度分（4月から 8月までにあつては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	10,000円未満	6,400円
C ₃		10,000円以上 40,800円未満	7,500円
C ₄		40,800円以上 43,800円未満	11,200円
C ₅		43,800円以上 55,200円未満	13,900円
C ₆		55,200円以上 67,000円未満	17,500円
C ₇		67,000円以上 88,800円未満	22,100円

C ₈	88,800円以上 110,000円未満	25,800円	25,400円
C ₉	110,000円以上 131,600円未満	29,400円	29,000円
C ₁₀	131,600円以上 180,000円未満	34,900円	34,400円
C ₁₁	180,000円以上 236,800円未満	42,700円	42,000円
C ₁₂	236,800円以上 281,000円未満	50,300円	49,500円
C ₁₃	281,000円以上 351,500円未満	58,300円	57,400円
C ₁₄	351,500円以上 411,800円未満	63,400円	62,400円
C ₁₅	411,800円以上 518,000円未満	63,900円	62,900円
C ₁₆	518,000円以上	64,000円	63,000円

備考

- 1 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分は、教育・保育給付認定保護者、その配偶者並びに教育・保育給付認定保護者及びその配偶者と同一の世帯に属し、生計を一にしている者で、次に掲げる事由に該当するものの収入及び市町村民税の納付額により認定する。
 - (1) その者の地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定による市町村民税を算定する場合において、教育・保育給付認定子どもを同法に規定する扶養親族としていること。
 - (2) その者が健康保険法（大正11年法律第70号）その他の医療保険に関する法律に規定するところにより、教育・保育給付認定子どもを被扶養者としていること。
 - (3) その者の収入及び市町村民税の納付額がその世帯に属する他の者より多いこと。
- 2 前項の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分は、市町村民税の所得割を課されている者が複数あるときは、それぞれの市町村民税の所得割の額の合算額をもって認定する。
- 3 市町村民税の所得割の額とは、地方税法第 292条第 1項第 2号に掲げる所得割（同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。
- 4 前項の市町村民税の所得割の額を算定する場合において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1項の指定

都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税の所得割の額を算定するものとする。

5 利用者負担額基準月額欄における保育標準時間とは子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項本文に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育の利用をいい、保育短時間とは同項本文に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育の利用をいう。

6 教育・保育給付認定保護者の属する世帯がC₁階層からC₁₆階層までのうち規則で定めるものであって、次に掲げる世帯に該当する場合における利用者負担額基準月額は、この表にかかわらず、規則で定める。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に教育・保育給付認定子どもを扶養しているものの属する世帯

(2) 次に掲げる者の属する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳又は市長が発行する愛護手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条に定める特別児童扶養手当の支給の対象となる要件に該当する障害児

エ 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金等の支給を受けている者

(3) 生活の状態が特に困窮していると市長が認めた世帯

7 教育・保育給付認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である場合には、この表にかかわらず、里親として養育する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額基準月額は、0円とする。

8 教育・保育給付認定保護者が子ども(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託され、又は市長が別に定める施設に入所していないものをいう。以下この項において同じ。)を3人以上(教育・保育給付特定2号認定子ども又は教育・保育給付3号認定子どもを1人以上含む場合に限る。)監護し、かつ、これらの子どもと生計を同じくする場合には、この表にかかわらず、当該子どものうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額基準月額は、0円とする。

- 9 同一の世帯に属する 2人以上の子ども（規則で定める子どもに限る。以下この項において同じ。）がいる場合（前項が適用される場合を除く。）において、当該子どものうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第 2番目以降の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額基準月額については、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第 2番目の教育・保育給付認定子ども この表に定める額に 2分の 1を乗じて得た額
 - (2) 第 3番目以降の教育・保育給付認定子ども 0円

（名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2条 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 3条及び第 5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月 1日から施行する。

名古屋市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 10 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 4 号

名古屋市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

名古屋市中央卸売市場業務条例（昭和47年名古屋市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第47条第 4 項中「100 分の 108」を「100 分の 110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第 1 項第 1 号に規定する飲食料品（以下「飲食料品」という。）にあつては、100 分の 108）」に改める。

第52条第 2 項中「次の各号」を「次」に、「100 分の 108」を「100 分の 110（飲食料品にあつては、100 分の 108）」に改め、「、第56条及び別表第 3」を削る。

第55条第 2 項第 2 号中「100 分の 8」を「100 分の 10（飲食料品にあつては、100 分の 8）」に改める。

第56条第 1 項中「卸売金額に率」を「せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格と当該卸売に係る数量との積の合計金額に率を乗じて得た金額に 100 分の 110」に改める。

第59条第1項中「100分の108」を「100分の110（飲食料品にあっては、100分の108）」に改める。

第68条第1項中「に100分の108を乗じて得た額とする。）」を「に100分の110を乗じて得た額」に改める。

別表第3 仲卸業者売場使用料の項中「（消費税額及び地方消費税額を含む。以下この表において同じ。）」を削り、同表中

「

福利厚生施設使用料	1平方メートルにつき1月724円	を
-----------	------------------	---

」

「

福利厚生施設使用料	1 平方メートルにつき 1 月 724 円
備考	
1 卸売金額とは、せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る 価格と当該卸売に係る数量との積の合計金額をいう。	
2 販売金額には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。	

に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の名古屋市中心卸売市場業務条例第68条第1項及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 11 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 5 号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第15号中「180,000 円」を削り、同号に次のように加える。

- | | |
|---|----------|
| ア 法第48条第16項第1号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）に該当する場合 | 120,000円 |
| イ 法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）に該当する場合 | 140,000円 |
| ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 | 180,000円 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 10 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第13号

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第45条第2項中「以下」を「別表第2において」に改める。

第56条第1項第1号中「第2項」を「次項」に改め、同項第2号中「販売金額」の次に「（消費税額及び地方消費税額を含まない。別表第4において同じ。）」を加え、「に100分の108を乗じて得た金額」を削り、「以下」を「別表第4において」に改める。

別表第1備考を次のように改める。

備考

- 1 卸売金額とは、せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格と当該卸売に係る数量との積の合計金額に100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品にあつては、100分の108）を乗じて得た金額をいう。

- 2 新たに卸売の業務を営む者に係る保証金の額については、この表により保証金の額を算定できるまでの間は、この表の基準に従い、市長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

名古屋市告示第 151 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和元年 7 月 1 日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和元年 7 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 令和元年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和元年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 令和元年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第２号）

令和元年度名古屋市一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,250,107,736千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 繰 入 金		21,793,969	218,736	22,012,705
	1 他 会 計 繰 入 金	21,793,969	218,736	22,012,705
歳 入 合 計		1,249,889,000	218,736	1,250,107,736

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		50,481,992	18,736	50,500,728
	1 総 務 管 理 費	23,508,430	18,736	23,527,166
11 教 育 費		185,979,986	200,000	186,179,986
	1 教 育 総 務 費	13,128,796	200,000	13,328,796
歳 出 合 計		1,249,889,000	218,736	1,250,107,736

令和元年度名古屋市基金特別会計補正予算（第２号）

令和元年度名古屋市基金特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,150,762千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
20 財 政 調 整 基 金 収 入		6,549,533	218,736	6,768,269
	2 基 金 積 戻 金	6,500,000	218,736	6,718,736
歳 入 合 計		123,932,026	218,736	124,150,762

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
20 財 政 調 整 基 金		6,549,533	218,736	6,768,269
	1 他 会 計 繰 出 金	6,500,000	218,736	6,718,736
歳 出 合 計		123,932,026	218,736	124,150,762

令和元年度名古屋市公債特別会計補正予算（第２号）

令和元年度名古屋市公債特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,016,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493,718,252千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		225,275,000	3,016,000	228,291,000
	1 公 債	225,275,000	3,016,000	228,291,000
歳 入	合 計	490,702,252	3,016,000	493,718,252

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		144,545,000	3,016,000	147,561,000
	1 起 債 額 繰 出	144,545,000	3,016,000	147,561,000
歳 出	合 計	490,702,252	3,016,000	493,718,252

令和元年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度名古屋市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度名古屋市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第1款 下水道事業収益	76,589,422	273,000	76,862,422
第2項 営業外収益	6,754,294	273,000	7,027,294
支 出	千円	千円	千円
第1款 下水道経営費	75,229,422	273,000	75,502,422
第2項 営業外費用	9,430,677	273,000	9,703,677

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入	千円	千円	千円
第1款 資 本 的 収 入	31,245,726	6,032,000	37,277,726
第1項 企 業 債	22,000,000	3,016,000	25,016,000
第2項 国 庫 補 助 金	7,984,900	3,016,000	11,000,900
支 出	千円	千円	千円
第1款 資 本 的 支 出	70,183,405	6,032,000	76,215,405
第1項 建 設 改 良 費	43,287,346	6,032,000	49,319,346

(企業債)

第4条 予算第6条中「限度額22,009,000千円」を「限度額25,025,000千円」に、「下水道事業建設費22,000,000千円」を「下水道事業建設費25,016,000千円」に改める。

名古屋市告示第 152号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市守山区城土町 373番 1の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 153号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項及び第58条の 8第 1項の規定に基づき、平成31年名古屋市告示第17号により指定した措置管理区域の全部を解除し、形質変更時届出管理区域に指定します。

令和元年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 措置管理区域の指定を解除し形質変更時届出管理区域に指定する土地
名古屋市北区上飯田南町 3丁目50番 2の一部
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒^ひ素及びその化合物
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌入換え（区域外土壌入換え）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 154号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、本告示及び令和元年名古屋市告示第96号により、令和元年名古屋市告示第28号により指定した形質変更時届出管理区域の全てを解除します。

令和元年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市中川区西日置一丁目 801番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）並びに砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 155 号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業所の名称		ヘルパーステーションかわな
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区花見通 1丁目17番地
	新	名古屋市昭和区山花町62番地の 1
変更年月日		平成31年 4月22日

介護事業所の名称		すまいるはあと
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区八田町 214番地
	新	名古屋市中川区中島新町一丁目1110番地
変更年月日		平成30年 5月 1日

介護事業所の名称		優輪ケアステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1901番

地		地の 1
	新	名古屋市守山区脇田町1701番地の 1
変 更 年 月 日	平成31年 3月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	奥村胃腸科外科
	新	令和なかむらハートクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市中村区太閤通 6丁目32番地	
変 更 年 月 日	令和元年 6月 1日	

介護事業所の名称	かわな訪問看護ステーション	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区花見通 1丁目17番地
	新	名古屋市昭和区山花町62番地の 1
変 更 年 月 日	平成31年 4月22日	

介護事業所の名称	優輪訪問看護ステーション	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1901番地の 1
	新	名古屋市守山区脇田町1701番地の 1
変 更 年 月 日	平成31年 3月 1日	

3 介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	陽明寺本クリニック
	新	寺本整形外科・内科L i a i s o n C l i n i c
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区松栄町 2丁目 100番地
	新	名古屋市瑞穂区八勝通 3丁目19番地の 1
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日	

4 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	奥村胃腸科外科
	新	令和なかむらハートクリニック
介護事業所の所在地		名古屋市中村区太閤通 6丁目32番地
変更年月日		令和元年 6月 1日

介護事業所の名称	旧	陽明寺本クリニック
	新	寺本整形外科・内科 L i a i s o n C l i n i c
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区松栄町 2丁目 100番地
	新	名古屋市瑞穂区八勝通 3丁目19番地の 1
変更年月日		平成30年 4月 1日

介護事業所の名称		木村病院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区西山本通 1丁目29番地
	新	名古屋市名東区名東本通 2丁目22番地の 1
変更年月日		平成26年 9月 1日

5 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	奥村胃腸科外科
	新	令和なかむらハートクリニック
介護事業所の所在地		名古屋市中村区太閤通 6丁目32番地
変更年月日		令和元年 6月 1日

介護事業所の名称		こいえ調剤薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字神明廻間57番第53番地
	新	名古屋市緑区桶狭間神明1357番地
変更年月日		平成21年11月 7日

介護事業所の名称		木村病院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区西山本通 1丁目29番地
	新	名古屋市名東区名東本通 2丁目22番地の 1
変更年月日		平成26年 9月 1日

6 介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	陽明寺本クリニック
	新	寺本整形外科・内科 Liaison Clinic
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区松栄町 2丁目 100番地
	新	名古屋市瑞穂区八勝通 3丁目19番地の 1
変更年月日		平成30年 4月 1日

7 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

介護事業所の名称	旧	介護付有料老人ホームたのしい家東起
	新	介護付有料老人ホームプレザンメゾン東起
介護事業所の所在地		名古屋市中川区東起町 3丁目42番地の 3
変更年月日		平成31年 1月 7日

8 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

介護事業所の名称	旧	ニチイのやわらぎみなど
	新	ニチイケアセンター宝神
介護事業所の所在地		名古屋市港区宝神三丁目 207番地
変更年月日		令和元年 5月 1日

9 居宅介護支援事業

介護事業所の名称		かわな居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区花見通 1丁目17番地
	新	名古屋市昭和区山花町62番地の 1

変 更 年 月 日	平成31年 4月22日
-----------	-------------

10 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護事業所の名称		定期巡回かわな
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区花見通 1丁目17番地
	新	名古屋市昭和区山花町62番地の 1
変 更 年 月 日		平成31年 4月22日

11 予防専門型訪問サービス

介護事業所の名称		ヘルパーステーションかわな
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区花見通 1丁目17番地
	新	名古屋市昭和区山花町62番地の 1
変 更 年 月 日		平成31年 4月22日

介護事業所の名称		優輪ケアステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1901番地の 1
	新	名古屋市守山区脇田町1701番地の 1
変 更 年 月 日		平成31年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 156号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
アサヒサンクリーン株式会社 静岡県静岡市葵区本通十丁目 8番地の 1	アサヒサンクリーンホームヘ ルパー派遣センター瑞穂 名古屋市瑞穂区上坂町 1丁目 19番地の 1	令和元年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 157号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
糖研会きとう内科	名古屋市中村区乾出町 2丁目35番地	平成31年 3月31日
児玉内科	名古屋市中川区助光一丁目 708番地	令和元年 5月 7日
かなざわ歯科	名古屋市南区豊三丁目29番 9号	平成31年 3月31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月
-----------	-------	------

		日
糖研会きとう内科	名古屋市中村区乾出町 2丁目35番地	平成31年 3月31日
児玉内科	名古屋市中川区助光一丁目 708番地	令和元年 5月 7日
かなざわ歯科	名古屋市中川区豊三丁目29番 9号	平成31年 3月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
リリークリニック	名古屋市中川区浅間一丁目 1番 4号	平成31年 3月31日
糖研会きとう内科	名古屋市中村区乾出町 2丁目35番地	平成31年 3月31日
安藤医院	名古屋市中川区荒子町字大門西46番 地	平成31年 4月 1日
児玉内科	名古屋市中川区助光一丁目 708番地	令和元年 5月 7日
かなざわ歯科	名古屋市中川区豊三丁目29番 9号	平成31年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 158号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡
散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条
令第15号）第58条の 4第 2項の規定に基づき、平成29年名古屋市告示第15号に
より指定した拡散防止管理区域の全てを次のとおり解除します。

令和元年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中川区助光一丁目 405番の一部及び 409番 1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ベンゼン（土壌溶出量基準）
- 3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置
土壌汚染の除去（原位置での浄化による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 159号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市南区豊一丁目1721番の一部及び1722番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

シアン化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 160号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

- (1) 令和元年 8月13日を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時30分から午後 8時まで」とします。
- (2) 令和元年 8月10日から同月12日まで及び同月14日の供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 161号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和元年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和元年 8月10日から同月12日まで、同月14日、同月15日、同月17日及び同月18日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
正門前駐車場 北園門前駐車場 植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで

展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合に限る。）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで
緑橋南駐車場 植田山駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合を除く。）	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市教育委員会告示第 3号

教育委員会定例会の開催について

令和元年 7月18日午前10時00分東庁舎 5階大会議室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和元年 7月11日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

令和 2年度使用教科用図書の採択及び採択審議について

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会委員の委嘱について
教職員の処分等について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第 4号

教育委員会臨時会の開催について

令和元年 7月22日午後 3時00分教育センター第 2・第 3研修室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和元年 7月11日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

令和 2年度使用教科用図書の採択審議について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第 5号

教育委員会臨時会の開催について

令和元年 7月25日午後 3時00分東庁舎 5階大会議室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和元年 7月11日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

令和 2年度使用教科用図書の採択審議について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局告示第4号

1 DAY お子サマーパス 2019 の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、1 DAY お子サマーパス 2019（以下「お子サマーパス」という。）を次のように発売します。

令和元年7月10日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

1 料金

300円

2 有効期間

令和元年7月20日から同年9月1日まで

3 発売枚数

8,000枚

4 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

お子サマーパスは、1枚で小児1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

令和元年7月17日から同年9月1日まで

7 料金の還付

- (1) お子サマーパスの料金の還付は、未使用の乗車券の場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から令和元年9月1日までとします。
- (2) お子サマーパスの料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

お子サマーパスの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第5号

SHORYUDO Nagoya Subway & Bus
1 Day Ticketの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1 Day Ticket（以下「昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

令和元年7月10日

名古屋市交通局長 河野和彦

1 発売対象者

短期滞在を目的として日本に渡航してきた外国人で、旅券を所持する者に対して発行します。

2 料金

600円

3 発売枚数

5,000枚（ただし、1人につき2枚までの発売とします。）

4 発売場所

各乗車券発行所並びに名古屋市金山観光案内所、オアシス21センター、中部国際空港内の名鉄トラベルプラザ及びCentral Japan Travel Centerとします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

(1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券は、1枚で大人1人が使用日1日に

限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

(2) 通用開始日・通用期間については、共通一日乗車券の例によります。

6 発売開始日

令和元年8月1日

7 料金の還付

(1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱います。

(2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

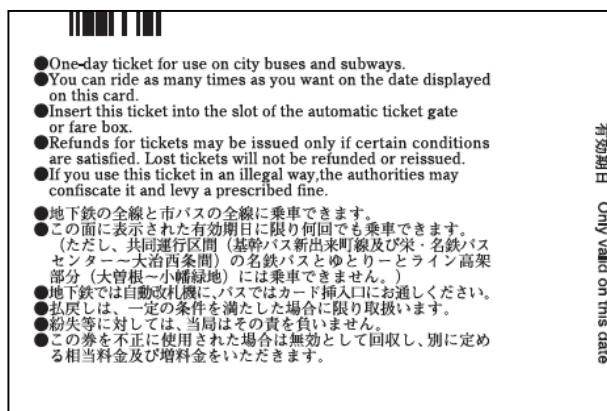
昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)



(裏)



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課